

平成 年度分市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(あて先) 対馬市長 平成 年 月 日提出	申 請 者	住所または 所在地 氏名または法人 の名称および代 表者氏名印	⑩	電話番号 () -	特別徴収 指定番号			
地方税法第321条の5の2の規定による市県民税特別徴収税額の納期の特例について承認方を申請します。								
特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月以後の市県民税特別徴収税額にかかる納入税額							
申請の日前6箇月間の各月末の給与の支払を受ける者の 人員(当該事業所の総人員)および各月の支払金額 (外書きは、臨時勤務者にかかるもの)	年 月	外	人	円	年 月	外	人	円
	年 月	外	人	円	年 月	外	人	円
	年 月	外	人	円	年 月	外	人	円
(1)現に市税の滞納があり、または最近において著しい納 入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない 理由によるものであるときは、その理由の詳細								
(2)申請日前1箇年以内に納期の特例についてその申請を 取り消されたことがある場合には、その年月日								

※この下欄は記入しないでください。

納 期 の 特 例 承 認 後 に お ける 納 入 税 額 の 内 訳	6月分	人	円	12月分	人	円
	7月分	人	円	1月分	人	円
	8月分	人	円	2月分	人	円
	9月分	人	円	3月分	人	円
	10月分	人	円	4月分	人	円
	11月分	人	円	5月分	人	円
	第1回納入税額			円	第2回納入税額	
(参考意見)		処理区分 承認・却下	法人台帳 画面入力	通知書 作成照合	発議 平成 . .	
		課 長	課長補佐	係 長	担 当 者	決裁 平成 . .
						施行 平成 . .

申請についての注意事項

1 市県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
①6月分から11月分まで(退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	12月10日
①12月分から翌5月分まで(退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	6月10日

上記納入期限が土・日・祝日にあたる時は、納入期限がその翌日になります。

なお、上記の各期間の中途において、その承認を受けた場合には、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額はその期間に係る納入期限までに納入することになります。

(4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長に届け出なければなりません。

(5) 特別徴収義務者は、承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消又は届け出の日の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届け出の日の属する月の翌月の10日までに納入しなければなりません。

2 申請書の書き方

(1) 申請者欄には、本市より指定されている特別徴収義務者の住所及び氏名(法人である場合には、事務所・事業所等の所在地及び法人名ならびに代表者氏名)を記入してください。

(2) 特別徴収指定番号欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

(3) 特例の適用を受けようとする税額欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。

(4) 申請の日前6箇月間の記載欄には、申請の日前6箇月間の各月末の人員(当該事業所の総人員)と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時の給与の金額も含みます。)とを記入して下さい。この場合、臨時の勤務者があるときは、該当欄にその人数と支払金額をそれぞれ外書きしてください。

(5) 滞納・納入遅延の事実等に係る理由の詳細及び納期の特例に対する承認取消し年月日欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

◎注 意

次の場合には、この特例の承認が受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 承認を受けようとする事務所等において、給与の支払を受ける者が常時10人未満であると認められないこと。
- (2) 承認の取消(上記(1)に該当する事実が生じたことのみを理由として取り消された場合を除く)の通知を受けた日以後1年以内にその申請書を提出したこと。
- (3) 現に対馬市の徴収金の滞納があり、かつその滞納に係る徴収金の徴収が著しく困難である場合など、特別徴収の納入に支障があると認められる相当の理由があること。

また、承認後に上記(1)や(3)の要件に該当することとなった場合には、特例の承認を取消することがあります。

平成30年度分市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 **記入例**

(あて先) 対馬市長 平成30年5月15日提出	申請者	住所または所在地	対馬市厳原町国分7777番地			電話番号	(0920) 53 - 6111			
		氏名または法人の名称および代表者氏名印	株式会社 ○○○○ 代表取締役 対馬一郎 ㊟			特別徴収指定番号	70002227			
地方税法第321条の5の2の規定による市県民税特別徴収税額の納期の特例について承認方を申請します。										
特例の適用を受けようとする税額		平成30年6月以後の市県民税特別徴収税額にかかる納入税額								
申請の日前6箇月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員(当該事業所の総人員)および各月の支払金額 (外書きは、臨時勤務者にかかるもの)	30年4月	外	人	外	円	30年 1月	外	人	外	円
			8		2,300,000			8		2,300,000
	30年3月	外	人	外	円	29年12月	外	人	外	円
			8		2,300,000			8		2,150,000
	30年2月	外	人	外	円	29年11月	外	人	外	円
			8		2,300,000			8		2,150,000
(1)現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細										
(2)申請日前1箇年以内に納期の特例についてその申請を取り消されたことがある場合には、その年月日										

※この下欄は記入しないでください。

納期の特例承認後における納入税額の内訳	6月分		人		円	12月分		人		円
	7月分		人		円	1月分		人		円
	8月分		人		円	2月分		人		円
	9月分		人		円	3月分		人		円
	10月分		人		円	4月分		人		円
	11月分		人		円	5月分		人		円
		第1回納入税額				円	第2回納入税額			
(参考意見)	処理区分 承認・却下		法人台帳 画面入力	通知書 作成照合	/		発議 平成 . . .			
	課長	課長補佐	係長	担当者			決裁 平成 . . .			
							施行 平成 . . .			

申請についての注意事項

1 市県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
①6月分から11月分まで(退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	12月10日
①12月分から翌5月分まで(退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	6月10日

上記納入期限が土・日・祝日にあたる時は、納入期限がその翌日になります。

なお、上記の各期間の中途において、その承認を受けた場合には、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額はその期間に係る納入期限までに納入することになります。

(4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長に届け出なければなりません。

(5) 特別徴収義務者は、承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消又は届け出の日の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届け出の日の属する月の翌月の10日までに納入しなければなりません。

2 申請書の書き方

(1) 申請者欄には、本市より指定されている特別徴収義務者の住所及び氏名(法人である場合には、事務所・事業所等の所在地及び法人名ならびに代表者氏名)を記入してください。

(2) 特別徴収指定番号欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

(3) 特例の適用を受けようとする税額欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。

(4) 申請の日前6箇月間の記載欄には、申請の日前6箇月間の各月末の人員(当該事業所の総人員)と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時の給与の金額も含みます。)とを記入して下さい。この場合、臨時の勤務者があるときは、該当欄にその人数と支払金額をそれぞれ外書きしてください。

(5) 滞納・納入遅延の事実等に係る理由の詳細及び納期の特例に対する承認取消し年月日欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

◎注 意

次の場合には、この特例の承認が受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 承認を受けようとする事務所等において、給与の支払を受ける者が常時10人未満であると認められないこと。
- (2) 承認の取消(上記(1)に該当する事実が生じたことのみを理由として取り消された場合を除く)の通知を受けた日以後1年以内にその申請書を提出したこと。
- (3) 現に対馬市の徴収金の滞納があり、かつその滞納に係る徴収金の徴収が著しく困難である場合など、特別徴収の納入に支障があると認められる相当の理由があること。

また、承認後に上記(1)や(3)の要件に該当することとなった場合には、特例の承認を取消することがあります。